

平成 29 年 11 月 17 日

各 位

管理会社名	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (管理会社コード 15814)
代表者名	マネージング・ディレクター ジャック・ジー
問合せ先	(代理人) 西村あさひ法律事務所 弁護士 本柳 祐介 (TEL. 03-6250-6200)

信託の終了に係る上場信託受益権信託契約の変更に関する催告書類

当社は、iシェアーズ 米国リート・不動産株ETF-JDR（ダウ・ジョーンズ米国不動産）（1590）（以下「本ETF-JDR」といいます。）について、「iシェアーズ 米国リート・不動産株ETF（ダウ・ジョーンズ米国不動産）上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書」及び「上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項」（以下「本契約条項」といいます。）の変更に関する催告書類を別紙のとおり開示致します。

なお、本催告書類は本ETF-JDRについて、信託の終了に係る信託契約の変更に関し、本契約条項第 51 条第 3 項の規定に基づき、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が作成し、権利確定日（平成 29 年 10 月 12 日）における受益者に対し本日付で発送したものです。なお、本件については平成 29 年 9 月 28 日付で開示した「信託の終了に係る上場信託受益権信託契約の変更及び催告の対象となる受益者確定のための権利確定日の設定に関するお知らせ」をあわせてご参照ください。

別紙 信託契約変更（予定）のお知らせ

以上

平成 29 年 11 月 17 日

受益者 各位

三菱UFJ 信託銀行株式会社

信託契約変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

「i シェアーズ 米国リート・不動産株 ETF-JDR（ダウ・ジョーンズ米国不動産）」（証券コード 1590）（以下「本 ETF-JDR」といいます。）の受託者である当社は、信託法第 149 条第 4 項、「i シェアーズ 米国リート・不動産株 ETF（ダウ・ジョーンズ米国不動産）上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書」（以下「本信託契約」といいます。）第 4 条及び「上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項」（以下「本契約条項」といいます。）第 51 条第 3 項の規定に基づき、同項が定める「非軽微な信託の変更」として、信託の終了に係る本信託契約の変更を予定しております。

本信託契約の変更に際しては、平成 29 年 12 月 19 日まで異議申立期間を設け、同日までに異議を述べた受益者様の有する受益権口数が、総受益権口数の 2 分の 1 を超えないことが条件となりますので、（後段の）「契約変更に係る異議申立の手続きについて」及び「契約変更に係る異議申立参考書類」をご高覧のうえ、ご異議のある場合は異議申立書を平成 29 年 12 月 19 日（必着）までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

＜本件の概要＞

1 本ETF-JDR

「i シェアーズ 米国リート・不動産株 ETF-JDR（ダウ・ジョーンズ米国不動産）」

発行者名：ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

管理会社名：ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

委託者：メリルリンチ日本証券株式会社、野村證券株式会社、クレディ・スイス証券株式会社、
UBS 証券株式会社、シティグループ証券株式会社、みずほ証券株式会社、
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

受託者：三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社

2 本信託契約の変更及び信託の終了に関する日程

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ● 対象受益者様の権利確定日 | 平成 29 年 10 月 12 日（木） |
| ● 受益者様への催告書類発送（本状） | 平成 29 年 11 月 17 日（金） |
| ● 受益者様による異議申立期限 | 平成 29 年 12 月 19 日（火） |
| ● 異議申立結果開示 | 平成 29 年 12 月 20 日（水） |
| ● 本信託契約の変更実施日（予定） | 平成 29 年 12 月 20 日（水） |
| ● 取得請求開始日（予定） | 平成 29 年 12 月 20 日（水） |
| ● 取得請求終了日（予定） | 平成 30 年 1 月 8 日（月） |
| ● 信託終了日（予定） | 平成 30 年 1 月 24 日（水） |
| ● 残余財産給付開始日（予定） | 平成 30 年 3 月 5 日（月） |

3 東京証券取引所における売買に関する日程

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ● 「監理銘柄（確認中）」への指定 | 平成 29 年 9 月 28 日（木） |
| ● 「整理銘柄」への指定（予定） | 平成 29 年 12 月 20 日（水） |
| ● 東京証券取引所における最終売買日（予定） | 平成 30 年 1 月 19 日（金） |
| ● 上場廃止日（予定） | 平成 30 年 1 月 22 日（月） |

（なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。東京証券取引所での売却に関しては、取引先証券会社にお問い合わせください。）

4 本信託契約変更の内容及び理由

（内容）

信託終了日を平成 30 年 1 月 24 日（予定）といたします。

(理由)

このたびブラックロック・グループは、日本における ETF の商品戦略をより効果的なものとするため、その日本法人であるブラックロック・ジャパン株式会社より、幅広い投資家層が投資しやすい内国 ETF 形態の i シェアーズ ETF を通じ、各種資産クラスへの投資手段をご提供することといたしました。これを受けて、日本での提供商品を見直す一環として、本 ETF-JDR は信託を終了することといたしました。今後は、内国 ETF 形態の i シェアーズ ETF が代わって投資家の皆様の分散投資ツールの役割を担います。

5 新旧対照表 (案)

本信託契約の変更案：本信託契約第 3 条の 2 の新設案

下線部は変更部分を示します。

新	旧
<u>第 3 条の 2 本契約条項第 60 条の規定にかかわらず、本信託は、平成 30 年 1 月 24 日の経過により終了します。</u>	(新設)

(本件に関するお問い合わせ先)

本お知らせに関するお問い合わせ先
西村あさひ法律事務所 弁護士 本柳 祐介
電話番号 03-6250-6200

各種お手続きに関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行証券代行部テレホンセンター
電話番号 0120-696-242 (受付時間： 土・日・祝祭日等を除く 平日 9:00~17:00)

ブラックロック・グループの上場商品の特性に関するお問い合わせ先
ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号 03-6703-4110 (受付時間： 土・日・祝祭日等を除く 平日 9:00~17:00)

契約変更に係る異議申立の手続きについて

1 異議申立の根拠

- 本 ETF-JDR に関して、本契約条項第 51 条第 3 項の規定に基づいて、受益者様の権利確定日である平成 29 年 10 月 12 日現在の受益権口数に応じて、異議申立を行うことができます。

- ・ 本契約条項第 51 条第 3 項（抜粋）

（前略）①本信託について信託法第 103 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に係る信託の変更（中略）がなされる場合及び②かかる重要な信託の変更には該当しないものの、次の各号のいずれかに関する変更であって本信託の商品としての同一性を失わせることとなる変更（以下「非軽微な信託の変更」といいます。）がなされる場合には、受託者は、発行会社及び委託者の同意を得て（かかる同意は不合理に拒絶されません。）、あらかじめ、変更内容及び変更について異議ある受益者は一定の期間（但し、1 箇月以上とします。）内にその異議を述べるべき旨等を、日本経済新聞へ掲載する方法により公告し、又は知れている受益者に対して催告し、当該期間内に異議を述べた受益者の有する本受益権の口数が総受益権口数の 2 分の 1 を超えなかったときには、本契約条項を変更することができます。

（中略）

（5）信託期間、その延長及び信託期間中の解約に関する事項

（後略）

2 異議申立の方法

- 権利確定日（平成 29 年 10 月 12 日）における受益者様は、本信託契約の変更に対し、以下の手続きに従って、異議申立期間（平成 29 年 11 月 17 日から平成 29 年 12 月 19 日まで）中に、本 ETF-JDR の受託者である三菱UFJ 信託銀行株式会社（以下「MUTB」といいます。）に対して、異議を述べることができます。
- 本信託契約の変更に対し、異議のある受益者様におかれましては、異議申立を行う場合、同封の異議申立書にて異議がある旨の意思表示を行っていただき、平成 29 年 12 月 19 日までに MUTB へご郵送ください（必着）。
- 異議申立書の受付は平成 29 年 12 月 19 日 MUTB 到着分までを有効とさせていただきますので、ご了承ください。
- **なお、本信託契約の変更に対し、異議のない受益者様におかれましては、異議申立の手続き（異議申立書のご返送）は必要ございません。**

3 異議申立の判定

- 異議申立期間中に、異議を述べた受益者様の有する受益権の口数が、総受益権口数の 2 分の 1 を超えなかった場合には、平成 29 年 12 月 20 日付で本信託契約の変更を実施し、平成 30 年 1 月 24 日を信託終了日として、信託を終了いたします。

- ただし、上記の結果に至らなかった場合には、本信託契約の変更及び信託の終了は中止されます。その場合、本信託契約の変更及び信託の終了を行わないこと並びにその理由等を速やかに開示いたします。
- 異議申立の結果は平成 29 年 12 月 20 日に、適時開示情報閲覧サービス（日本取引所グループ）にて、お知らせいたします。

4 受益権取得請求

- 本信託契約の変更を行うこととなった場合、異議申立期間中に異議を述べられた受益者様に限り、本契約条項第 52 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 12 月 20 日から平成 30 年 1 月 8 日までの間に、本 ETF-JDR の受託者である MUTB に対して、権利確定日である平成 29 年 10 月 12 日時点で保有する受益権を MUTB が取得することを請求することができます（ただし、取得請求を受付した日において有する受益権の口数が当該権利確定日に有する受益権の口数以下となる場合には、取得請求を受付した日において有する受益権の口数に限られます。）。
- **なお、異議を述べられた受益者様が必ず取得請求をしなければならないわけではありません。最終売買日までは、東京証券取引所での売買が可能であり、また、信託終了日まで保有し、残余財産給付開始日以降、残余財産の給付を金銭で受けることも可能です。**
- 受益権取得請求の方法につきましては、異議申立結果の開示にてお知らせいたします。

5 受益権取得価額

- 受益権取得価額は、本契約条項第 52 条第 2 項及び本信託契約第 3 条の規定に基づき、算定される価額とします。
- **受益権取得代金のお支払いに際し発生する振込手数料は、受益権取得代金より差引させていただきます。**
- **なお、受益権取得代金にかかる税務の取扱いにつきましては、特定口座（源泉徴収あり）において他の譲渡所得等との損益通算を行うことができません。当該受益権取得請求に係る所得税、地方税等の税金につきましては、受益者様ご自身で確定申告等の手続きを行っていただく必要がございます。また、国内の個人受益者様が少額投資非課税制度（NISA（ニーサ））の口座で本 ETF-JDR を保有されていて、且つ、本 ETF-JDR の残余財産給付金受領時に譲渡益が発生する場合、当該譲渡益については NISA の適用を受けることができず、確定申告を行う必要があります。**
- **受益権取得請求によらず、東京証券取引所の最終売買日（平成 30 年 1 月 19 日）までに証券会社を通じて市場売却される場合は、NISA の適用を受けることができます。**
- **税金の取扱いについては、その内容の正確性について弊社が保証するものではありません。詳細については、受益者様において税理士及び証券会社等にご確認されることをお勧めします。**

契約変更に係る異議申立参考書類

1 本信託契約の変更がその効力を生ずる日

- 平成 29 年 12 月 20 日実施の異議申立集計において、異議申立期間中に異議を述べた受益者様の有する受益権の口数が総受益権口数の 2 分の 1 を超えず、本信託契約の変更がなされることとなった場合、平成 29 年 12 月 20 日付で本信託契約を変更し、平成 30 年 1 月 24 日を信託終了日といたします。なお、信託終了日を権利確定日として、当該日における受益者様のみが残余財産の給付を金銭で受けます。詳しくは、「残余財産の給付について（本信託契約の変更が確定した場合）」をご高覧ください。

2 本信託契約の変更の中止に関する条件

- 平成 29 年 12 月 20 日実施の異議申立集計において、異議申立期間中に異議を述べた受益者様の有する受益権の口数が総受益権口数の 2 分の 1 を超えた場合、本信託契約の変更を中止いたします。

3 本信託契約の変更が確定した場合の今後の予定

- 本信託契約の変更が確定した場合、本 ETF-JDR は、東京証券取引所において平成 29 年 12 月 20 日から「整理銘柄」に指定された後、平成 30 年 1 月 19 日を最終売買日として、平成 30 年 1 月 22 日に上場廃止となる予定です。

残余財産の給付について（本信託契約の変更が確定した場合）

1 残余財産の給付

- 平成 29 年 12 月 20 日付で本信託契約の変更が確定した場合、本契約条項第 63 条及び本信託契約第 3 条の規定に基づき信託終了日（平成 30 年 1 月 24 日）現在の受益者様に対し、残余財産を金銭で給付いたします。

2 給付の方法

- 残余財産の給付については、平成 30 年 3 月上旬に支払を開始する予定ですが、お支払方法は、受益者様が指定されている「配当金受領方法」により異なります。証券会社にご登録されている「配当金受領方法」を確認のうえ、下表に従ってご認識ください。

配当金受領方法	本 ETF-JDR の残余財産給付金の受取方法
① 株式数比例配分方式	領収証（もしくは払出証書）を受益者様へご郵送いたしますので、ゆうちょ銀行もしくは、郵便局へ持ち込むことで、残余財産給付金をお受取ください。
② 配当金領収証方式	
③ 登録配当金受領口座方式	受益者様が証券会社に対して指定されている口座へ振り込みいたします。
④ 個別銘柄指定方式	受益者様が証券会社に対して個別銘柄毎に指定されている口座へ振り込みいたします。

3 残余財産給付時の課税の取扱いについて

- 残余財産給付時の課税の取扱いについては、受益者様の区分により異なります。居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、租税特別措置法第 37 条の 10 第 4 項により譲渡所得等に係る収入金額となり源泉徴収いたしません。譲渡所得に対する課税がなされるため、確定申告を行う必要があります。また、内国法人及び国内に恒久的施設を有する外国法人は配当所得となりますが、租税特別措置法第 9 条の 4 の 2 第 1 項により源泉徴収いたしません。
- 上記以外の受益者様については、配当所得として残余財産が平均信託金（※）を超えた部分について源泉徴収いたします。なお、確定申告を行う際は、同封の残余財産計算書を添付書類としてご使用いただけます。

※ 信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した額

区分	所得	税金について
居住者 非居住者（恒久的施設有）	譲渡所得	源泉徴収しませんので、確定申告が必要です
内国法人 外国法人（恒久的施設有）	配当所得	非課税となり源泉徴収しません
非居住者（恒久的施設無） 外国法人（恒久的施設無）	配当所得	平均信託金との差額が配当所得となり、源泉徴収します

4 少額投資非課税制度（NISA（ニーサ））について

- 国内の個人受益者様が少額投資非課税制度（NISA（ニーサ））の口座で本 ETF-JDR を保有されていて、且つ、本 ETF-JDR の残余財産給付金受領時に譲渡益が発生する場合、当該譲渡益については NISA の適用を受けることができず、確定申告を行う必要があります。
- 信託終了日まで本 ETF-JDR を保有するのではなく、東京証券取引所の最終売買日（平成 30 年 1 月 19 日）までに証券会社を通じて市場売却される場合は、NISA の適用を受けることができます。

5 特定口座について

- 国内の個人受益者様が特定口座で本 ETF-JDR を保有されていて、且つ、本 ETF-JDR の残余財産給付時に譲渡所得が発生する場合、当該譲渡損益については特定口座内において他の譲渡所得との損益通算を行うことができません。ただし、個別に確定申告をして損益通算を行うことが可能です。
- 税金の取扱いについては、その内容の正確性について弊社が保証するものではありません。詳細については、受益者様において税理士及び証券会社等にご確認されることをお勧めします。